

令和6年度の取組

- 案1. 空き家なんでも相談会・セミナーの取組
- 案2. 専門部会等の取組
- 案3. スケジュール

1

- 案1. 空き家なんでも相談会・セミナーの取組
 特定空家等を増やさないために、専門士業団体と行政が連携した取組

○開催方針

- ・ 空き家所有者だけでなく、被相続人・相続人の方等への啓発活動に取組む
- ・ 相談会は完全予約制とする（申込期限を設ける）

【開催のタイミング】

- ・ 8月、1月に県内全域で開催
- ・ 5月は空き家対策啓発強化月間とし、積極的な広報活動の実施やセミナーを開催

計31回程度を計画

	海草	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁
県	2(1)	2	2	2(1)	2	2	4(1)
市町村	4(1)	3	5	2(1)	1	1	2(1)
計	6(1)	5	7	4(1)	3	3	6(1)

()内は県・市町村の共催(内数)

2

○スケジュール

	和歌山	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁(串本)	東牟婁(新宮)
4月								
緑字は県、黒字は市町村会場、下線は市町村・県の共同開催、★セミナー兼								
5月 啓発強化	啓発セミナー							
	5/31(金)★和歌山市							
6月								
7月		(平日)岩出市			7/28(日)由良町			
8月 強化	県(本庁・各振興局)WEB対応可(同日の場合は8/25(日)予定)							
			8/13(火)九度山町				(未)★串本町・古座川町	
9月			9/7(土)高野町					
10月	10/25(金)★和歌山市 10/27(日)★海南市		(上旬)かつらぎ町			10/13(日)白浜町		
11月				(イベント)湯浅町				
12月		紀の川市						
1月 準強化	県(本庁・各振興局)WEB対応可(同日の場合は1/24(金)予定)							
	1/24(金)★和歌山市	紀の川市		有田市			(下旬)★すさみ町	
2月								
3月								

3

○基本事項の確認
役割について

R5. 2. 10 第14回協議会資料 再掲

基本的な役割	市町村会場	県会場
会場準備・費用	市町村	県(建築住宅課)
相談員の調整	県 (振興局・建築住宅課)	県 (振興局・建築住宅課)
予約とりまとめ	市町村	県 (振興局・建築住宅課)

※共同開催の場合は、市町村会場に準ずる

広報、相談体制について

- ・ 広報は、市町村・県が連携して実施
(県会場については、市町村も積極的に広報を実施)
- ・ 県会場は管内市町村も参加(相談案件がない場合は状況により調整)
- ・ 市町村会場は、予約状況により管内関係市町村の参加を調整

4

○相談会の準備

申込受付

- ・所在地、連絡先、氏名に加え、確認項目についても聞き取り（TEL、FAX、WEBいずれの場合も）
- ・市町村・県で状況を随時共有
- ・受付期限は開催の3営業日前
- ・申込期限後に各団体事務局に予約状況を共有（メール及びTEL）

確認項目	
<input type="checkbox"/>	相談者はどういった立場か 所有者、管理者、相続予定者、相続人の代表者
<input type="checkbox"/>	建物、土地の所有者は誰か 建物と土地の所有者が別、所有者他にもいる場合
<input type="checkbox"/>	不動産登記、相続登記はされているか 登記の有無、以前の所有者登記、抵当権の設定など
<input type="checkbox"/>	空き家の状態はどうか 管理状況、劣化状況、家財道具、庭木の状況
<input type="checkbox"/>	市町村など行政からの指導等文書を受けていないか
<input type="checkbox"/>	家族等の関係者間で意向確認がされているか
<input type="checkbox"/>	専門家への対応(業務の依頼)を求めているか
<input type="checkbox"/>	他の専門家に業務の依頼をしていないか

相談員への連絡

- ・予約状況の共有後、各団体事務局から相談員に連絡

相談内容等の事前共有について（案）

- ・相談件数、所在地、相談内容（氏名、連絡先は事前共有しない）
- ※事前に確認される場合は机上のみでお願いします
（現地確認は実施しない）

案2. 専門部会等の取組

課題：行政の対応力

事例や課題を共有し、対応力の底上げを目指す

○各自治体の状況に応じた支援

- ・市町村間の連携強化
- ・相談会以外での相談体制の整備
⇒担当者が変わっても、スムーズに対応できる体制づくり

○空き家対策や相談に関する事例検討

- ・地域分科会等で事例を基に対応を検討
⇒相談への提案事例の充実を図る

○改正空家等対策の推進に関する特別措置法の運用

- ・管理不全空家等、特定空家等の判断に係る実地研修
- ・管理指針を踏まえた所有者への啓発
⇒資料の共有及び実践による対応力の強化

相談対応の課題

R4. 8. 24 第13回協議会資料より

○相談対応・マッチング

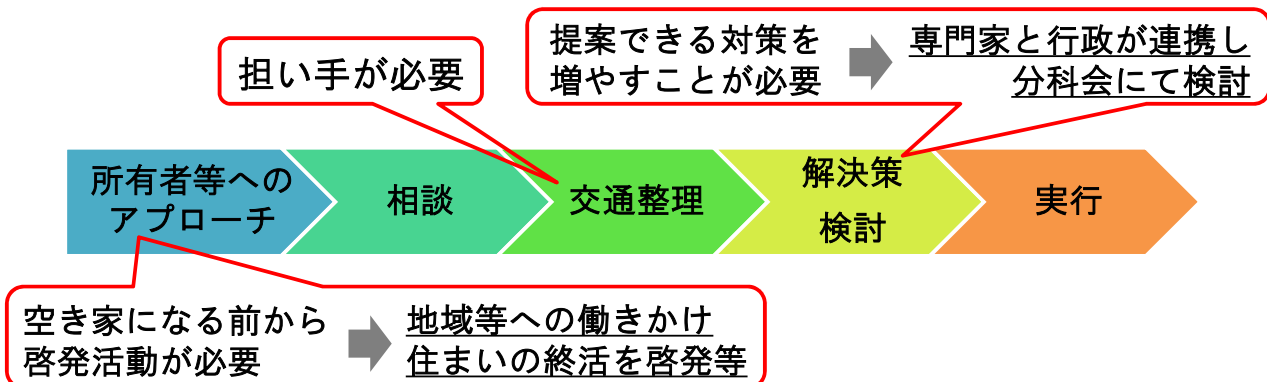
相談会の開催等、相談窓口（受け皿）は整備されているが

- ・ 複合的な相談に対応し、関係する専門家への割り振りや相談の進捗管理を実施する中間的な役割が整っていない
- ・ 提案できる解決策（出口）が少ない

○地域での取組・協力体制

所有者からの相談は手遅れとなっている場合がほとんど

- ・ 早期の対応を促すための啓発活動が必要
- ・ 地域で取り組むことの必要性を伝えられていない



7

案3. 令和6年度のスケジュール

○4～5月

- ・ 各市町村を訪問・ヒアリング
- ・ 新任担当者研修会

○5～7月

- ・ 第1回課題検討部会
- ・ 分科会

○8月

- ・ 空き家なんでも相談会強化月間

○9～11月

- ・ 分科会
- ・ 法律勉強会

○12～1月

- ・ 第2回課題検討部会

○1～2月

- ・ 第17回協議会

8